

小中学校教員の多忙化問題に関する検討委員会設置要領

(設置)

第1条 小中学校教員の多忙化解消の手立てを検討するために、多忙化問題に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、小中学校教員の勤務実態を踏まえ、多忙化解消のための手立てを検討し、その結果を岩手県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学校教育の関係者のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者に対し、その出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岩手県教育委員会事務局教職員課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成18年10月13日から施行する。